

第 6 章

労 働 争 議 の 調 整

第 1 節 概 况 -----	34
第 2 節 調整事件の概要 -----	39
第 3 節 公益事業の争議行為予告及び実情調査 -----	41

第6章 労働争議の調整

第1節 概況

1 調整事件取扱状況

平成29年に係属した調整事件は、労働組合側から新規に申請のあった2件であった（第1表、第2表）。

第1表 調整種別取扱件数

年次 種別	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
あっせん	2	5	1	1	2(1)	2	2	1	-	2
調停	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仲裁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2	5	1	1	2(1)	2	2	1	-	2

（注）（ ）の数字は前年からの繰越件数で内数

第2表 調整開始手続別取扱件数（新規申請分）

年次 手續	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
申請によるもの	2	5	1	1	1	2	2	1	-	2
労働組合等	1	4	-	1	1	2	2	-	-	2
使用者	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-
労使双方	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
申請によらないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2	5	1	1	1	2	2	1	-	2

2 業種別・企業規模別取扱状況

新規係属事件の業種は、「運輸業」が2件であった（第3表、第4表）。

第3表 業種別取扱件数（新規申請分）

業種	年次									
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
農業・林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業	1	1	-	-	1	-	2	-	-	2
鉄道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
道路貨物運送業	1	-	-	-	1	-	-	-	-	1
道路旅客運送業	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-
卸売・小売業	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-
医療・福祉	1	3	-	-	-	1	-	-	-	-
医療業	1	3	-	-	-	1	-	-	-	-
社会保険・社会福祉・介護事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
教育・学習支援業	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
学校教育	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の教育、学習支援業	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
廃棄物処理業	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
公務	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	2	5	1	1	1	2	2	1	-	2

第4表 企業規模別取扱件数（新規申請分）

従業員数	年次									
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1～49人	-	2	1	1	1	1	1	-	-	-
50～99人	2	1	-	-	-	-	1	1	-	-
100～499人	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1
500～999人	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-
1,000人以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
合 計	2	5	1	1	1	2	2	1	-	2

3 調整事項別取扱状況

新規係属事件の調整事項は、「賃金等」が1件、「団交促進」が1件であった（第5表）。

第5表 調整事項別取扱件数（新規申請分）

年次 調整事項		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
組合承認・組合活動		-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
賃金等		2	2	1	3	-	1	2	3	-	1
賃上げ		1	1	-	-	-	-	2	1	-	-
		-	-	-	1	-	-	-	2	-	-
		-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
		-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
		1	-	1	1	-	1	-	-	-	1
給与以外の労働条件		1	1	1	-	-	-	-	-	-	-
定年制		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
経営・人事		-	3	1	-	-	-	-	1	-	-
解雇		-	1	1	-	-	-	-	-	-	-
		-	2	-	-	-	-	-	1	-	-
団交促進		1	-	-	-	1	1	-	-	-	1
その他		1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
合 計		5	7	3	4	1	2	2	4	-	2

（注）1つの事件につき複数の調整事項を持つものがあるため、他の表の件数とは必ずしも一致しない。

4 調整結果別取扱状況

係属事件の調整結果は、「打切」が1件であり、1件については翌年に繰り越した（第6表）。

第6表 調整結果別取扱件数

年次 結果		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
取扱件数		2	5	1	1	2	2	2	1	-	2
繰越件数		-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
新規件数		2	5	1	1	1	2	2	1	-	2
解決件数		2	3	-	-	1	2	-	-	-	-
取下件数		-	-	-	-	1	-	2	-	-	-
打切件数		-	2	1	-	-	-	-	1	-	1
繰越件数		-	-	-	1	-	-	-	-	-	1

5 調整所要日数

係属事件の所要日数の平均は、「8日」であった（第7表）。

第7表 調整種別所要日数（新規申請分）

年次 区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
あつせん	2	5	1	1	-	2	-	1	-	1
	13.5	10.8	40.0	39.0	-	22.0	-	57.0	-	8.0
調 停	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
仲 裁	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	2	5	1	1	-	2	-	1	-	1
	13.5	10.8	40.0	39.0	-	22.0	-	57.0	-	8.0

(注) ここで「所要日数」とは、調整員指名日から終結日までの平均所要日数をいう。

表中の上段が件数、下段が平均日数となっている。

なお、取扱件数から調整員指名前に取下げのあったものを除いている。

6 調整事件一覧表（平成29年）

調整番号	29-1	29-2
事件名	平成29年（調） 第1号事件	平成29年（調） 第2号事件
調整区分	あっせん	あっせん
所在地	郡山市	いわき市
業種	運輸業	運輸業
申請者	労働組合	労働組合
組合員数	9名	8名
申請受付年月日	平成29年 8月26日	平成29年11月28日
調整員氏名年月日	平成29年10月 6日	—
終結年月日	平成29年10月13日	—
調整回数	—	—
所要日数	8日	—
終結区分	打切り	(次年繰越)
調整事項	組合側の団体交渉参加者に条件を付けないこと	年次有給休暇取得時の未払い賃金の支払い
調整員	(審査調整課長) 星 清一郎	—

第2節 調整事件の概要

福労委平成29年（調）第1号（あっせん）事件

1 申請受付年月日

平成29年8月28日

2 当事者

申請者 X労働組合
被申請者 Y株式会社（運輸業）

3 あっせん事項

団体交渉の組合側出席者に条件をつけること

4 あっせん申請に至るまでの経過

年月日	交渉経過
27年 9月	Y社の従業員及びY社関連会社の従業員等を組合員として、X組合が設立された。
10月	団体交渉前の事前交渉を実施した。
28年 3月	X組合がY社へ団体交渉の早期実施の申し入れ及びストライキの予告を行ったところ、Y社の従業員でない組合員を参加者に含む団体交渉には応じられない旨の回答があった。 このため、X組合はA事業所でストライキを実施。
29年 2月 ～3月	X組合からY会社に対し、団体交渉の開催及び賃上げ等の申し入れを行うとともにA事業所でストライキを実施。 X組合の申し入れに対し、Y社は社員以外の団体交渉への出席を拒否した。
8月	X組合が労働委員会へあっせんを申請した。

5 当事者の主な主張

（1）労働組合側

Y社は、他の労働組合と団体交渉において、Y社の従業員である組合員のみと団体交渉を行っていることを理由に、X組合との団体交渉における団体交渉参加者をY社社員の組合員しか認めないとすることは不当である。

（2）会社側

実情調査において、会社は本件に係る考えは示さなかった。

6 終結状況（打切り）・・・・（終結年月日：平成29年10月13日）

実情調査後、Y社代理人弁護士より、団体交渉において社員以外の団交への参加を認めることとし、Y社が団交に応じることとなったため、あっせんには応じない旨の連絡書が当委員会に届いた。

その後、事務局において当事者に対応を確認したところ、当事者間で話し合いを行い、近日中に団体交渉を行うことで合意したとの連絡がX組合及びY社代理人弁護士からあり、自主解決が図られることとなったため、打切りとした。

福労委平成29年（調）第2号（あっせん）事件

1 申請受付年月日

平成29年11月28日

2 当事者

申請者 X労働組合
被申請者 Y株式会社（運輸業）

3 あっせん事項

年次有給休暇取得時の未払い賃金の支払い（平成27年2月～平成27年7月分）

4 あっせん申請に至るまでの経過

年月日	交渉経過
28年 11月 ～12月	X組合はY社に対し、年次有給休暇取得時の賃金に係る算定方法の誤りを指摘したところ、Y社は当該算定方法に誤りはない旨を回答した。
29年 1月	X組合はY社に対し、上記算定方法には違法性があり、未払い賃金が生じているため、過去2年分の未払い賃金の支払いを求めたところ、Y社は再度確認及び精査の上回答することとした。
8月	Y社はX組合に対し、上記算定方法の誤りを認めるとともに、誤りを認識した平成29年7月から2年分を遡及して未払い賃金を支払う旨回答した。 これに対し、X組合は、未払い賃金の遡及時期は、支払いを要求した平成29年1月であると主張した。
10月 ～11月	X組合とY社との間で、団体交渉が行われたが、合意には至らなかった。
11月	X組合が労働委員会へあっせんを申請した。

5 当事者の主な主張

（1）労働組合側

未払い賃金は、団体交渉で要求した平成29年1月から遡及して支払うべきであり、会社側には誠意ある対応を求める。

（2）会社側

- ア 誤りを認識した7月に規則を改正しさらに2年遡及して支払うことで誠意を示している。また、労働基準監督署に相談し、7月から遡及することで問題はないと言われている。
- イ 回答が8月になったのは、平成28年12月の会社統合に伴う就業規則等の整備や株主総会への対応が重なる中での確認作業であったことが要因であり、意図的に先延ばししたものではない。
- ウ 改正等については過半数労働者代表の同意を得ており、さらに支給時に全従業員に説明し、了解を得ている。
- エ 一部組合員のみへの対応は他従業員との均衡上困難である。

6 終結状況

平成30年に繰越係属となっている。

第3節 公益事業の争議行為予告及び実情調査

平成29年に受け取った争議行為予告通知件数は40件であり、実情調査実施件数は176件であった（第1表）。

第1表 争議行為予告通知取扱件数及び実情調査実施件数

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
予告通知件数	—	11	10	—	1	—	—	—	4	9	5	—	40
実情調査実施件数	6	4	34	31	18	15	11	6	7	10	16	19	176

予告通知件数を争議事項別にみると、賃上げ32件、一時金が2件、労働協約が1件、労働時間が3件、その他が2件となっており、賃上げという経済的事項が80.0%を占めている。過去5年間を見ても、経済的事項の占める割合が大きい（第2表）。

第2表 争議事項別予告通知取扱件数

年次 種別	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
賃上げ	26	27	28	26	22	22	24	32	40	32
一時金	24	25	24	24	23	21	17	21	18	2
労働協約	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
労働時間	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
団交促進	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	2	1	1	3	1	4	4	1	3	2
合計	52	53	53	53	46	47	45	54	62	40

次に、予告通知件数を業種別にみると、医療業25件、鉄道業5件などとなっており、医療業及び鉄道業の上位2業種で75.0%を占めている。過去5年間を見ると、医療業及び道路貨物運送業の占める割合が大きい（第3表）。

第3表 業種別争議行為予告通知取扱件数

年次 種別	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
鉄道業	1	2	3	4	3	4	3	4	7	5
道路旅客運送業	1	—	—	—	—	—	—	1	5	3
道路貨物運送業	18	18	16	15	12	15	16	20	18	3
通信業	1	1	1	1	1	2	2	2	3	1
電気業	4	4	3	4	—	—	—	3	3	3
ガス業	—	—	27	—	—	—	—	—	—	—
医療業	26	27	3	26	27	26	24	24	26	25
その他	1	1	—	3	3	—	—	—	—	—
合計	52	53	53	53	46	47	45	54	62	40